平成２２年（フ）第２２３号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住横浜団地Ｒ19―402
債務者　能勢　明子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３４号
高知市薊野西町１丁目９番22号　303号室
債務者　武吉　町子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３７号
高知県吾川郡いの町枝川5490番地１
債務者　髙橋三枝子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７４号
高知県吾川郡いの町天王北４丁目５番地４
債務者　矢野　マリ
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８１号
高知市二葉町９番24号
債務者　前田　明則
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９１号
高知市春野町東諸木2742番地
債務者　川﨑　　道
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５号
高知県高岡郡佐川町庄田50番地３、前住所高知県土佐市高岡町乙1527番地１　ビサイド・ハイウェイＣ棟203
債務者　山本　和輝
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４６号
福岡県嘉麻市下山田458番地３
債務者　岡　　智子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５５号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番2402号
債務者　林　　正征
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4327番地９
債務者　新原由美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4327番地９
債務者　新原　絵梨
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目２番５号、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町西姶良３丁目２番５号
債務者　城ノ下郁子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
鹿児島県霧島市隼人町住吉328番地１　グランステージ住吉105号室
債務者　平瀬戸建作
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
鹿児島県霧島市国分福島３丁目１番22号　古川アパート101号
債務者　今神　健作
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
沖縄県糸満市字糸満1512番地の13　メゾンソレイユ202
債務者　新垣　泰弘
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５０号
沖縄県那覇市字国場1190番地１　コーポ屋宜501
債務者　砂川　晃洋
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３５号
岩手県北上市村崎野14地割51番地17　コーポ旭ヶ丘205号
債務者　小笠原祐一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部